

令和8年度 空き家住宅等除却事業補助募集の案内

甲賀市役所 建設部住宅建築課空家対策係（電話 0748-69-2214）

甲賀市内の空き家住宅等を除却される場合に、その経費の一部を補助します。
補助を受けるには、一定の要件があります。

1. 募集件数・期間等

- (1) 募集件数 5件
- (2) 受付期間 令和8年6月1日（月）から令和8年6月30日（火）
9時00分から16時45分まで（土・日・祝を除く）
- (3) 提出書類 ①空き家住宅等除却事業補助金交付事業補助候補者申請書
②位置図（空き家等の所在及びその敷地が判断できる地図）
③空き家等の現況写真（対象物件の全景が確認できるもの）
④対象となる建物の登記簿謄本（全部事項証明書）
⑤権利者を確認できる書類（関係者の出生～現在（死亡）までの戸籍等、家系図）
⑥空き家住宅等除却同意書
- (4) 提出場所 甲賀市役所建設部住宅建築課 ※郵送での提出 受付期間内必着
- (5) 抽選会 （補助候補者が多数の場合は抽選会を実施します）
 - ①実施日時 令和8年8月7日（金）15時から
 - ②抽選会場 甲賀市役所2階 会議室202
 - ③抽選会の参加 参加、不参加は自由です。
※抽選会への出欠は、結果に何ら影響はありません。
 - ④抽選の方法 市職員による抽選を行います。

2. 補助対象となる事業

- ① 不良住宅（主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適當なもの）の除却
なお、住宅の不良度は、建築物の構造により、住宅地区改良法施行規則別表第一から別表第三のいずれかを用いて評定し、合算した評点が100点以上と判定したものが対象となります。
 - ② 除却後の跡地を地域活性化（ポケットパーク等）の計画的利用に10年間以上供するために行う、空き家住宅（使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない住宅）の除却
 - ③ 除却後の跡地を地域活性化（ポケットパーク等）の計画的利用に10年間以上供するために行う、空き家住宅に附属する建物の除却
- ※ 除却工事を令和9年2月26日（金）までに完了する見込みのあるもの。
※ 同一敷内にある建物全てを除却する工事が対象となります。
※ 過年度に当選された方で、正当な理由なく着工を行わなかった等の場合、再度のお申込みをお断りする場合があります。

別途参照の『空き家除却補助金 よくある質問』をご参照ください。

※ 補助金交付決定後に市内施工業者と請負契約を締結する工事が対象となります。

※ 他の制度等で補助金の交付を受けようとするものは補助対象となりません。

3. 補助対象者

① 除却対象建築物の名義人等

※ 名義人等とは、土地及び建物の登記事項証明書に所有者（未登記の場合は、名寄台帳又は固定資産税納税通知書に納税義務者）として記録されている者（法人を除く。）又はその者から対象建築物を相続した者

② 名義人等から除却の同意を得ている者

③ 市税の滞納がない者

4. 補助金の額

下記①、②のいずれか少ない方の額に10分の8を乗じて得た額とします。

ただし、800,000円を上限とし、1,000円未満の端数は切り捨てます。

① 補助対象事業に要する経費

② 国土交通大臣が定める標準建設費等のうちの除却工事費の1平方メートル当りの単価（木造の場合は36,000円、非木造の場合は51,000円）を対象建築物の延べ面積に乗じて得た額

5. 補助候補者の決定の流れ

① 補助候補者申請書等の提出

② 申請書等の書類審査

③ 建築物等の現地確認（不良度判定）

※ 不良度判定が一定基準を満たした建築物とします。

※建築物内部にも入る場合は、所有者等の立ち会いをお願いすることがあります。

④ 優先順位抽選会

※ 現地確認後、補助候補者が募集件数を超える場合は、抽選にて優先順位を決定します。

※ 優先上位者が補助対象とならない場合（辞退等）は、次点者を繰り上げます。

⑤ 補助候補者の決定

6. 補助金交付の流れ

① 交付申請書等の提出

② 申請書等の書類審査

③ 交付決定 ※交付決定後に施工業者と契約してください。

④ 工事着工・工事完了 ※工事着工前、工事中、完了後の写真が必要です。

⑤ 実績報告の提出

⑥ 補助金の額の確定

⑦ 補助金の交付請求

⑧ 補助金の交付